

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月22日

公益社団法人日本チアリーディング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.fjca.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	公益社団法人日本チアリーディング協会（以下「当協会」）では、現在、中長期基本計画は策定していないが、令和3年度を目途に策定準備を進めているところである。策定に当たっては、「チアリーディング競技の健全な普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する」との目的を見据え、事務局員や各役員、外部専門家等から広く意見を募り、その実現に向けての取り組みを多角的な視点で検討している。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会では、円滑な組織運営及び業務遂行のため、業務量を勘案し、適正規模の体制で業務に当たっているが、今後の協会の拡大発展を想定しつつ、人材の採用及び育成に関する計画について、中長期基本計画に盛り込むよう検討を進めている。なお、近年組織のガバナンスをはじめとする行政関連業務が増加していることから、弁護士、公認会計士、行政書士等、専門家との連携をより強化するとともに、職員の教育育成に努めている。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会では、財務の健全性確保に関する計画を中長期基本計画に盛り込むよう検討を進めているが、毎事業年度の収支予算書の作成に際しては、公認会計士・税理士の指導を受けるとともに、理事会で理事・監事に広く意見聴取を行うことで、財務の健全性確保に努めている。当該収支予算書は内閣府及び当協会のホームページで公表している。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会では、様々な知識・経験を有する多様な人材による体制を構築するため、理事総数16名のうち、現在、外部理事4名（25.0%）、女性理事6名（37.5%）を任用しており、外部理事は目標割合に達している。なお、女性理事は目標割合の40%に若干満たないが、次期役員改選（2022年6月定時総会）時において、40%以上を達成できるように、女性理事を新たに選任すべく適任者の検討及び人材養成を進めている。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は公益社団法人であり評議員会を設置していないことから、本項目は非該当である。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会では、アスリート委員会を設置している。当該委員会での決定事項等については、毎事業年度に行っている加盟団体連絡会議において報告・周知している。また、アスリート委員会委員長が理事であることから、アスリート委員会から理事会に対する答申、報告等を行う仕組みを確保している。	アスリート委員会規程、アスリート委員会委員名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会では、理事会を適正な規模とすべく定款において8名以上18名以内と定めており、現状理事会は16名で構成している。これまで実効性を確保すべく、理事会は全国規模の大会開催時に合わせて招集しているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染予防の観点から書面決議による理事会とし、意思決定を速やかに行った。 なお、実効性の確保を図る一環として、ビジネスコミュニケーションツールにより、役員間の情報共有等を積極的に行っている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当協会では、組織運営に必要な知識・経験を有する人材や各地区連盟の代表者を理事に選任してきており、年齢について特段の制限を設けてこなかった。しかし、理事の就任時の年齢に制限を設けることが時代の要請であることを鑑みて、次期役員改選時を目的に、検討を進めていく。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	当協会では、定款において、役員(任期2年)の再任を妨げないとしていることや事業運営の継続性・効率性を図る観点から、理事の再任回数に特段の上限を設けてこなかったが、時代の要請に鑑み、次期役員改選時を目的に、当協会の目的を達成するために最適な人材を選任することを最重視しつつ、新陳代謝を図る仕組みとしての再任回数の制限も検討していく。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 当協会会長は、IFC(International Federation of Cheerleading 国際チアリーディング連盟)の会長を兼任しており、当該事由が継続する間は、激変緩和措置(例外措置)が適用される。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	協会では、役員(任期2年)の再任を妨げないとしていることや事業運営の継続性・効率性を図る観点から、理事の再任回数に特段の上限を設けてこなかったが、時代の要請に鑑み、次期役員改選時を目的に、当協会の目的を達成するために最適な人材を選任することを最重視しつつ、新陳代謝を図る仕組みとしての再任回数の制限も検討していく。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 当協会会長は、IFC(International Federation of Cheerleading 国際チアリーディング連盟)の会長を兼任しており、当該事由が継続する間は、激変緩和措置(例外措置)が適用される。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	当協会では、当協会及び役職員その他構成員が広く適用対象となる法令遵守に関する規程として、「倫理規程」の他、「加盟団体規程」、「競技者規程」等を整備しており、法令遵守体制の構築に取り組んでいる。	倫理規程、加盟団体規程、競技者規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	当協会では、法人の運営に関して必要となる一般的な規程としては、「定款」をはじめ、各「委員会規程」、「加盟団体規程」、「経理規程」等を定めている。	定款、各委員会規程、加盟団体規程、経理規程、コンプライアンス委員会要綱
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	当協会では、法人の業務に関する規程として、「就業規則」をはじめ、「情報公開規程」、「個人情報保護方針」、「加盟団体規程」、「競技者規程」、「指導員規程」、「審判員規程」、「専任スポッター規程」等を定めているが、令和4年度を目途に、「公益通報者保護規程」、「リスク管理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「不祥事件対応規程」、「苦情処理規程」等を整備していく。	就業規則、情報公開規程、個人情報保護方針、加盟団体規程、指導員規程、審判員規程、専任スポッター規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	当協会では、役員の報酬等に関する規程として、「役員の報酬並びに費用に関する規程」、職員については「賃金規程」を整備して、対応している。	役員の報酬並びに費用に関する規程、賃金規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	当協会の資産に関しては、「定款（第7章）」において規定しており、財産に関する規程としては、「経理規程」で対応しているが、今後「財産管理に関する規程」、「寄付の受入れに関する規程」、「基金の取扱いに関する規程」等の整備を検討していく。	定款、経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	当協会では、財政的基盤を整えるための規程として、現在「経理規程」で対応しているが、今後「収益事業に関する規程」や「マーケティング委員会規程」等の整備を検討し、知的財産権やアスリートの肖像権の保護等に取り組んでいく。	経理規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な 選考に関する規程その他選手の権 利保護に関する規程を整備するこ と	当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン＜Ⅲ、各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項＞」を遵守するとともに、選手の代表選考に当たり、指導者が公平で透明性の高い判断を行えるよう「チアリーディング選手評価シート」を作成しており、加盟団体等への配布やホームページへの掲載など、選手選考基準を明確にして選手の権利保護に取り組んでいる。	チアリーディング選手評価シート
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選 考に関する規程を整備すること	当協会では、「審判員規程」において、審判員の養成並びに認定事項を定めるとともに、公平かつ厳正な審査を実施する者として、審判員Ⅱ種及び審判員Ⅰ種を区分して規定している。また、「審判部規程」において、審判部の任務として、競技会における審査の実施を定めている他、当協会「競技ルールブック」において、審判部編成（審判長、副審判長、審判員、減点審査員等）とその責務を定める等、審判員の公平かつ合理的な選考を行っている。	審判員規程、審判部規程、競技ルールブック

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルート を確保するなど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確保すること	当協会では、顧問弁護士との相談ルートが確保されて おり、業務上の課題等について面談の他、電話やメール 等により日常的に相談や問い合わせができる体制を構築 している。	組織図等
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設 置し運営すること	当協会では、コンプライアンス委員会を平成27年4月 に設置しており、倫理規程の理念に則ったコンプライア ンス委員会要綱に基づき、運営している。	コンプライアンス委員会要 綱、コンプライアンス委員 会委員名簿
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構 成員に弁護士、公認会計士、学識 経験者等の有識者を配置すること	当協会のコンプライアンス委員会は、当協会関係者の 他、顧問弁護士、公認会計士、有識者等で構成して いる。	コンプライアンス委員会委員 名簿
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	当協会では、コンプライアンスについては、理事会、 総会等において、折に触れ周知している他、加盟団体 関係者が参加する加盟団体連絡会議（日本スポーツ振 興センターや日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘し てコンプライアンスに関する教育も実施）に役職員も 参加することにより、コンプライアンス意識を高めて いる。令和3年度を目途に、どのような教育プログラ ムがより有効であるかなどについて、検討を進めて いく。	平成31年度登録加盟団体連 絡会議開催案内
23	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	当協会が実施する加盟団体連絡会議においては、コ ンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れてお り、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機 構から講師を招聘して、コンプライアンス教育を実 施している。選手及び指導者も同会議に参加するこ とにより、コンプライアンス意識を高めている。	平成31年度登録加盟団体連 絡会議開催案内
24	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	当協会が実施する加盟団体連絡会議においては、コ ンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れてお り、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機 構から講師を招聘して、コンプライアンス教育を実 施している。審判員も同会議に参加することにより、 コンプライアンス意識を高めている。	平成31年度登録加盟団体連 絡会議開催案内
25	[原則6] 法務、会計 等の体制を構築すべ きである	(1) 法律、税務、会計等の専門 家のサポートを日常的に受けるこ とができる体制を構築すること	当協会では、協会顧問の弁護士、公認会計士、税 理士、司法書士、行政書士等と連携体制を構築して おり、業務上の課題等について相談を行い、指導を 踏まえつつ日々の適正な事務局運営に取り組んで いる。特に行政書士とは毎週打ち合わせの機会を持 ち、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等 を判断できるよう努めている。	顧問弁護士等名簿 サポート体制組織図等

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に起因する事項、1. 経理処理について(2)を踏まえ、経理規程をはじめとした諸規程に基づき事務処理を行うとともに、公認会計士の指導を受けて財務・経理の適切な処理を行っており、公正な会計原則を遵守している。また、税理士を含む監事3名による監査を行うことで、その適正さをより確実なものとしている。	経理規程、監事名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に起因する事項、1. 経理処理について(1)を遵守するとともに、日本スポーツ振興センターから交付を受けているスポーツ振興基金助成金及びスポーツくじ助成金については、助成金交付要綱、手引きその他ガイドライン等に基づき、適正な助成金執行に取り組んでいる。	助成金交付要綱、手引き、ガイドライン
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会では、毎事業年度の収支決算書・事業報告書、収支予算書・事業計画書について、内閣府に提出するとともに、当協会ホームページにおいて開示している。	収支決算書・事業報告書、収支予算書・事業計画書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会では、選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示するため、「チアリーディング選手評価シート」を独自に作成し、加盟団体等関係者に冊子を配布するとともに、ホームページで公開を行うなど、積極的に周知を行っている。当該評価シートにより定量化された成績を客観的かつ明確に示すことができるため、選考基準や選考理由の開示に適切に対応している。	チアリーディング選手評価シート
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会では、公益法人であることや中央競技団体であることを鑑みて、その責務を全うするために、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況自己説明・公表書式」について、理事会決議を経た上で当協会ホームページにおいて、令和2年度中に公表する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	当協会では、利益相反を適切に管理するために、公益法人認定法その他法令等に従うとともに、倫理規程で適用範囲を定めて遵守してきた。今後利益相反関係をより明確にするため、また利益相反取引の妥当性の判断基準をより明確にするため、利益相反ポリシーの作成に取り組んでいく。	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	当協会では、前項目により、令和4年度を目途に検討を行い、利益相反ポリシーを作成し、理事会決議を経た上で当協会ホームページで公開するべく取り組んでいく。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会では、現状スポーツ統括団体が提供する通報制度に依拠している。令和4年度を目途に独自の通報制度を確立できるよう検討をしていく。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会では、令和4年度を目途に通報制度を確立できるよう検討していく中で、運用体制の整備に当たっては弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に据えることを念頭に進めていく。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	当協会では、現在倫理規程において違反行為への処分等（倫理規程に違反した場合の対処、違反行為への処分、処分の通告、不服申し立て等）を定めているほか、加盟団体規程、指導者規程、競技者規程等において遵守事項に違反した場合の処分を定め、懲罰制度を運用している。処分対象者の権利・自由を制限し、又は不利益を課することがないように、より厳格な制度として運用するために令和3年度を目途に検討を行い、懲罰制度の見直しを行う。	倫理規程、加盟団体規程、指導者規程、競技者規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	当協会では、倫理規程に処分審査等を定めており、倫理委員会及び部委員を含めたコンプライアンス委員会で処分審査を行い、当該委員会の答申を受けて、理事会で処分の決定を行うこととしている。前項目と同様に、令和3年度を目途に懲罰制度の見直しを行い、より厳格な制度として運用できるよう取り組んでいく。	倫理規程、コンプライアンス委員会要綱
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会では、倫理規程において、「協会の決定した処分内容に対し、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる」と定め、当該規程を当協会ホームページ https://www.fjca.jp/organization/contents_02.php で公表し、スポーツ仲裁を利用できる旨を周知している。原則10の見直しに際しては、改めてスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定め、周知する。	倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	前項目の通り、倫理規程において、「協会の決定した処分内容に対し、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる」と定め、当該規程を当協会ホームページで公表し、スポーツ仲裁を利用できる旨を周知しているとともに、処分対象者に送付する処分通知に付記する。	倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会では、当協会「主催大会における地震発生等に対応するためのガイドライン」や「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン」を定めているほか、JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 消防計画に従うなど、個別のガイドラインや計画に基づき対応している。今後、危機管理体制をより強化し、様々なケースに対応していけるよう危機管理マニュアルを策定すべく準備を進めていく。	主催大会における地震発生等に対応するためのガイドライン、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会では、過去4年以内に不祥事は発生しておらず本項目に該当しないが、不祥事が発生した場合においては、倫理規程に則り、適切に対応する。	倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会では、現在、危機管理及び不祥事対応の機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、当該委員会は弁護士、公認会計士、学識経験者等の独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成している。また、当協会では、新型コロナウイルス感染症に伴う協会主催事業の適切な実施方策等の検討や感染対策を行うため、医師、弁護士、学識経験者の外部専門家等を含めた「新型コロナウイルス感染症防止対策委員会」を設置し、対応している。	コンプライアンス委員会名簿、新型コロナウイルス感染症防止対策委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では、加盟団体規程は整備されており、加盟手続きや遵守事項等を定めている。加盟団体は各地区連盟（8地区）に属しており、各地区連盟は連盟規程に基づき、各種活動を行っている。当協会は各地区別の加盟団体連絡会議の開催をはじめとして、地区連盟の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っており、各地区連盟と連携してチアリーディングの普及推進を図っている。また、日常的に地方連盟や加盟団体からの個別相談等について、電話やメール等により対応している。	加盟団体規程、地方組織との関係図、2021年度連絡会議開催案内について
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会では、各地区における加盟団体連絡会議や講習会等の開催、加盟団体専用ホームページコンテンツ等を通して、情報提供や支援を行っており、チアリーディングの普及推進、選手の育成、指導者の資質の向上を図っている。また、令和元年度から、当協会役員と地区連盟役員等が一堂に会し、当協会からの情報提供及び各地区連盟の取り組みや課題等に関する意見交換等を行い情報を共有する「全国地区連盟役員交流会議」を設けている。	2021年度連絡会議開催案内について、全国地区連盟役員交流会議 開催概要